

議案第120号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年
川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 事業所内保育事業（第46条～第52条）」

を

「第5章 事業所内保育事業（第46条～第52条）」

第6章 雑則（第53条）」

に改める。

第8条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「限る」
の次に「。第4項第1号において同じ」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第53条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等及びその職員が書面で記録、作成等を行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとするため、この条例を制定するものである。